

新型コロナウイルス感染症対策本部第5号の2  
令和3年1月8日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人全日本トラック協会  
新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 坂本 克己



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく  
緊急事態宣言発令への対応等について

平素は、当協会の業務運営に関し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年1月7日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県を対象区域に、2月7日までを目安として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号、以下「法」という。）第32条に基づく緊急事態宣言が発出されたことを受け、別添のとおり、関係の都県トラック協会会長あて通知致しましたので知方願います。

なお、緊急事態宣言の状況下におきましても国民生活に必要な物資は引き続き輸送を実施する必要があり、輸送の引き受けにつきましてもこれまで同様、荷主と運送事業者間での契約に基づいて対応いただきますよう、貴協会傘下の会員事業者への周知方をよろしくお願いいたします。

【本件に関する問い合わせ先】

＜緊急物資輸送関係＞

交通・環境部

TEL：03-3354-1045

＜職員の被災状況等関係＞

総務部

TEL：03-3354-1026

事務連絡  
令和3年1月7日

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

国土交通省  
自動車局貨物課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急物資の運送について（依頼）

政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号、以下「法」という。）について、新型コロナウイルス感染症を暫定的に新型インフルエンザ等とみなす改正が行われ、法第三十二条に基づく緊急事態が宣言された際には、法第五十四条に基づく緊急物資の運送について、関係省庁等からの要請に基づき運送事業者である指定公共機関に対し要請することとなります。

つきましては、法に基づく緊急物資の運送の要請が発生した場合には、災害対策基本法と同様のスキームにより、当面の間、法に基づく指定公共機関との輸送調整等に協力いただきますようお願い申し上げます。

また、緊急事態宣言の状況下においても国民生活に必要な物資は引き続き輸送を実施する必要があり、輸送の引き受けについてはこれまで同様、荷主と運送事業者間での契約に基づいて対応いただきますよう、会員事業者への周知をお願いいたします。